政令第百八十九号

外国為替令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十二条の二第一項及び第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。

第十一条の五第一項第四号、第二項及び第三項中「銀行等その他の金融機関」を「銀行等その他の金融機関等」に改め、同条に次の一項を加える。

4　法第二十条の二の規定により資本取引とみなされる取引についての第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第一号	第二十条第一号又は第四号	第二十条の二第一号
	預金契約の締結（預金の受入れ	暗号資産の管理に関する契約の締結（顧客の暗号資産の管理
第一項第四号	第二十条第二号又は第四号	第二十条の二第二号

	第一項第五号		
金銭	第二十条第三号又は第四号	対外支払手段又は債権その他の売買契約	法第二十二条の三に規定する両替業務に係るもの
暗号資産	第二十条の二第三号	暗号資産の売買若しくは他の暗号資産との交換を内容とする契約又はこれらの行為の媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受けることを内容とする契約	これらの行為に係る暗号資産の価額が十万円に相当する額以下のもの（これらの行為を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約に係るものを除く。）

第一項第八号	法第二十二条の三に規定する両替業務に係るもの	暗号資産の売買若しくは他の暗号資産との交換を内容とするもの又はこれらの行為の媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受けることを内容とするもの

第十四条第四号中「この条」を「この項」に改め、同条第五号中「行う」の下に「債務の」を加え、同条に次の一項を加える。

2　法第二十条の二の規定により資本取引とみなされる取引についての前項の規定の適用については、同項中「債権の発生等に係る取引」とあるのは「暗号資産の移転を求める権利の発生、変更又は消滅に係る取引」と、「係る債権」とあるのは「係る暗号資産の移転を求める権利」と、同項第一号中「金銭」とあるのは「暗号資産」と、「債権の全額」とあるのは「暗号資産の移転を求める権利の全部」と、同項第二号中「金銭」とあるのは「暗号資産」と、「債務の全額」とあるのは「暗号資産を移転する義務の全部」と、同項第三号中「債務」とあるのは「債務（暗号資産を移転する義務を含む。第五号において同

じ。）」と、同項第四号中「金銭」とあるのは「暗号資産」と、「債権又は債務の全額」とあるのは「暗号資産の移転を求める権利又は暗号資産を移転する義務の全部」とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和四年法律第二十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2　暗号資産交換業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第八項に規定する暗号資産交換業者をいう。）が、この政令の施行前に、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項の規定の例により同項第一号に掲げる事項の確認を行い、かつ、当該確認に係る記録を作成してこれを保存している場合には、当該確認を外国為替及び外国貿易法第十八条第一項に規定する本人確認と、当該記録を同法第十八条の三第一項に規定する本人確認記録とそれぞれみなして、この政令による改正後の外国為替令第十一条の五の規定を適用する。